

児童生徒の保護者のみなさんへ

平成29年度就学援助制度のお知らせ

八女市では、お子さんが小・中学校に通学するうえで経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費、給食費などを援助する就学援助制度を設けています。

援助を希望される方は、下記の説明をお読みのうえ、教育委員会学校教育課（または各支所総務課）へお申し込みください。

年度ごとの手続きですので、平成28年度に就学援助を受けている方も、あらためて申請書を提出していただく必要があります。



■援助の対象となる方

1 次のいずれかに該当するなど、生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる方

該当理由		注意事項
(1)	生活保護が廃止になった方	生活保護受給時と世帯構成が変更している場合は、この理由では申請できません。
(2)	児童扶養手当を全額受給している方	児童扶養手当とは、主にひとり親家庭に対して支給される手当です。子ども手当、特別児童扶養手当のみを受給している場合は対象外です。
(3)	世帯全員の市民税が非課税の方	同一年度に世帯全員が非課税である場合で、土地建物や株式等、資産の売却や譲渡に伴う損失計上や住宅取得控除による場合は除きます。

2 世帯全員の収入が八女市で定める基準に該当する方

3 その他、経済的理由により特に援助が必要であると認められる方

最近離職されて現在も引き続き無職の方、世帯状況の変化（死亡、離婚等）や特別な事情（病気、火災、事故等）により経済的にお困りの方などです。

■援助の種類

学用品費等、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費、学校病医療費 など
※援助額や内容は改定されることがあります。

■受付期間

平成29年3月6日（月）～平成29年4月28日（金）

※4月からの認定を希望される場合は、上記期間内にご申請ください。

※上記期間に限らず、年度途中の申請受付も随時行います。認定の場合、申請月の初日分より適用します。

■受付場所

八女市教育委員会 学校教育課（八女市役所3階） または 各支所総務課

【持参するもの】 就学援助申請書、印鑑、通帳（コピー可）

【申請書に添付する書類】

- ・借家にお住まいの方…家賃の月額が確認できる書類（契約書（写）等）
- ・児童扶養手当受給者…児童扶養手当証書（写）
- ・遺族（障害）年金受給者…年金の受給額が確認できる書類（年金支払通知書等）
- ・平成28年1月1日現在で、住所が八女市外の方…世帯全員の所得課税証明書

◆問い合わせ先◆

八女市教育委員会 学校教育課学務係 TEL:0943-23-1954